（別紙）

留意事項

イ　課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため，４～６月の加算支給ついては，前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し，７月～翌年３月については，当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を都道府県（文部科学省）が定める期限までに提出してください。なお，７月以降に課税証明書等を提出した生徒は，翌年６月まで加算支給を受けることができます。

ロ　保護者とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいい，次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の２第１項，第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ　確認事項２(1)に該当するときは，保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

ニ　確認事項２(2)に該当するときは，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また，主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）　医療保険各法とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。

様式第3号（第11条第1項関係）

平成　　年　　月　　日

殿

高等学校等就学支援金の支給停止申出書

休学のため，高等学校等就学支援金の支給を一時停止することを申し出ます。

（注）保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな		
	氏名	姓	名
	生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日	
	住所	都道 府県　　市区 町村	
学校（※）	学校の名称		
		全日制　・　定時制　・　通信制　（高等学校・中等教育学校の場合）	
	学校の所在地	都道 府県　　市区 町村	
	学校設置者の名称		
	休学開始日	平成　　年　　月　　日	

※印の欄は，学校設置者において記入してください。　　※学校受付日　平成　　年　　月　　日

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。